令和元年度（2019年度） 第1回 道営住宅募集案内

§1．申込から入居までの流れ

※シルバーハウジング住宅の詳細は、２１頁をご参照下さい。

申込受付

受 付 期 間　令和元年（2019年）　5月24日（金）～　5月27日（月）

受 付 時 間　午前８：４５～午後７：００まで

受 付 場 所　株式会社エーワンホーム（帯広市西８条南１３丁目２番地）

①申込み資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・§２（２枚目）へ　→
②郵送・電子申請による入居申込について・・・・§４（２枚目）へ　→
③申込みに必要なもの・・・・・・・・・・・・・・§５（３枚目）へ　→

⇩

抽選会 入居説明会 住戸見学

抽 選 日 時　令和元年（2019年）　5月31日（金）　午前１０時から

抽 選 会 場　十勝合同庁舎内　４階ＡＢ会議室　（帯広市東３条南３丁目）

①申込み件数が募集住戸数を超えた場合、抽選により当選者を決定します。
②抽選方法はガラポン抽選です。・・・§１３（５枚目）へ　→
③当選された方には後日、住宅を見学して頂き、最終的に入居するかどうか決定して頂きます。
　その後、当社窓口で入居の説明を行います。
④抽選結果について・・・・・・・・・§１５（７枚目）へ　→

⇩

書類提出 資格審査

提 出 期 限　令和元年（2019年）　6月　6日（木）まで

①入居資格審査に必要な書類について、上記提出期限内に提出して頂きます。
②入居資格の有無を審査します。

⇩

入居の決定

決　定　日　令和元年（2019年）　6月14日（金）以降

①入居の決定後『北海道営住宅入居決定通知』及び、**敷金（家賃の２ヶ月分）**の納入通知書を郵送致します。
②敷金は下記納入期限までに納入して下さい。

⇩

入居手続

手 続 期 限　令和元年（2019年）　6月26日（水）まで

①北海道指定の金融機関で敷金を納付後、領収書を確認させて頂きます。
②『納付書領収書』、『入居請書』、『連帯保証人資格申出書』、『連帯保証人の印鑑証明』をご持参ください。

⇩

入居開始

入居可能日　令和元年（2019年）　6月29日（土）

①入居許可日より家賃が発生します。
②鍵の引渡しは設備等の説明後、『入居許可書』と共に現地にてお渡しします。
③入居可能日から１０日以内に引越を完了して下さい。

§２．申込み資格

①住宅に困窮している方（持ち家のある方は原則として申込みできません）
　※現在公営住宅に入居している方・・・§３（２枚目）へ　→
②収入基準の範囲内である方・・・・・・§６（３枚目）へ　→
　一般階層・・・政令月収 158,000円以下の世帯
　裁量階層・・・政令月収 214,000円以下の世帯
③入居を予定する世帯員に暴力団員がいないこと。かつ、警察への照会について同意すること。
　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・§８（４枚目）へ　→
④入居を予定する世帯員に道営住宅に係る未納の家賃、駐車場使用料及び損害賠償金等がないこと。
⑤入居申込みの時点で成年に達していること。（未成年者が婚姻したときは成年とみなします）

§３．現在公営住宅にお住まいの方の申込み資格

現在、公営住宅に入居中の方が道営住宅に申込み可能な要件は次のとおりです。

①特定目的住宅に入居するための要件を満たしている方が、特定目的住宅に入居を希望する場合。
　ただし、現在入居中の住宅が特定目的住宅の場合は除きます。
②浴室のない公営住宅の入居者が、浴室のある道営住宅に入居を希望する場合。
③入居者又は同居者が、疾病等により現在入居中の公営住宅から遠方の医療機関に通院（６ヶ月程度以上）しなければならない場合で、当該医療機関により近い道営住宅に入居を希望する場合。
④入居者又は同居者の親、祖父母、子、孫の居住地から最も近い（概ね２㎞以内）道営住宅に入居を希望する場合。
⑤入居者又は同居者の入居後の転勤等により、現在入居中の公営住宅の市町村以外の道営住宅に入居を希望する場合。(生計を維持する上で転居がやむを得ないと認められる場合に限る)
⑥入居を予定する世帯員数と現在入居中の公営住宅の間取りに応じて、下表に掲げる間取りの道営住宅に入居を希望する場合。

同居者数	現在入居中の公営住宅の間取り	入居を希望する道営住宅の間取り
２人以上	３　ＤＫ　以下	３ＬＤＫ
４人以上	３　ＤＫ　以下	３ＬＤＫ　以上
	３ＬＤＫ	４　ＤＫ　以上
１人以下	３ＬＤＫ　以上	３　ＤＫ　以下

§４．郵送またはインターネットを使った電子申請による入居申込みについて

入居申込みに当たっては、原則持参受付としておりますが、申込みをしようとする道営住宅所在地に居住していないことや持参することが困難な事情がある場合は、郵送による申込みを受付けます。
なお、郵送による申込みについては、次のことに留意してください。

①申込書類に不備があった場合は受付できませんので、記入漏れ・誤記・添付書類の不足等がないよう、提出時に再度内容をご確認ください。
②申込書類に不備がある場合には、記載内容を確認するため、電話によりお問い合わせをするとともに、内容によっては、受付会場に来ていただく場合がありますのでご了解ください。
③受付完了後に抽選カードを送付しますので、返信用封筒（住所・氏名・切手貼付のもの）を同封してください。
④申込書類の不備についての訂正等の補完手続きが受付期間内に終了しない場合は受付できませんので、ご注意願います。
⑤電子申請による受付も行います。なお、電子申請で申込みされる場合は不備があると当選されても取消となってしまいますのでご注意下さい。
　【https://www.harp.lg.jp/SpoJuminWeb/GuestPageHome】に直接アクセスしていただくか【北海道電子自治】で検索して下さい。
　電子申請は、**５月２４日９:００から５月２７日１７:００**までの受付となっております。

§５．申込みに必要なもの

①北海道営住宅入居申込書（１２枚目に申込書、１３枚目に記入例があります。）
②入居される方全員の住所・氏名・生年月日・続柄が確認できるもの
※住民票（記載事項が省略されていないもの）や健康保険証等（続柄が確認できるもの）
※免許証では確認できません。保険証は原本を確認させていただきます。
③世帯全員の収入を証明する書類・・・・・§７（４枚目）へ　→
④世帯の状況により、必要な書類があります。
※障がい者の方が世帯内にいる場合は、そのことを証明する書類（障害者手帳等）
※母子（父子）世帯の方は、戸籍謄本（世帯構成が確認できるもの）
※ＤＶ被害者の方は、婦人相談所長の証明書又は裁判所の保護命令決定書
※犯罪被害者等の方は、犯罪被害者等であることの申立書
※これから結婚される方は、婚約関係を証明する書類（第三者による証明が必要です。書類はエーワンホームにあります。ただし入居可能日から３ヶ月以内に入籍することが条件となります。）
※離婚予定である方は、離婚を証明する書類。ただし入居可能日までに離婚していることが条件となります。（調停中であれば裁判所又は弁護士が証明したものに限ります。証明するものがなければ、離婚する相手方も同居するものと見なし、所得の確認も必要となります。）
※シルバーハウジング住宅を申込みされる方は、「日常生活状況申立書」を添付して下さい。
(２２枚目に別記様式があります。)
⑤印鑑
⑥北海道営住宅抽選カード（初めて申込む方には受付時に交付します。）

§６．収入基準について

原則として、政令月収が158,000円以下の世帯が申込み可能です。

①収入基準の年収換算表
この表は、収入を得ている方が１人の場合で（給与所得者）、特別控除が無い世帯の例です。詳細は§１６（７枚目）を参照してください。

同居及び別居扶養親族数 / 政令月収			年間税込み総収入（単位：円）					
			0人	1人	2人	3人	4人	5人
入居収入基準	一般階層	158,000以下	2,967,999以下	3,511,999以下	3,995,999以下	4,471,999以下	4,947,999以下	5,423,999以下
	裁量階層	214,000以下	3,887,999以下	4,363,999以下	4,835,999以下	5,311,999以下	5,787,999以下	6,263,999以下

②裁量階層について
次の条件に該当する場合は、入居資格が原則で政令月収158,000円までのところを、裁量階層として政令月収214,000円まで拡大されています。裁量階層とは以下の要件に該当する世帯です。

(1)入居申込者又は同居しようとする方に、障害者基本法第２条に規定する障害者で、その障害の程度が次のいずれかに該当する方がいる場合。
㋐身体障害：身体障害者手帳に記載された障害の程度が、身体障害者福祉法施行規則別表第５号の１級から４級である場合。
㋑精神障害：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第６条第３項に規定する、１級又は２級である場合。
㋒知的障害：上記精神障害と同程度の場合。（重度又は中度の知的障害者と判定された方）
(2)入居申込者本人が60歳以上で、かつ、同居しようとする方のいずれもが60歳以上、又は18歳未満の場合。
(3)入居申込者又は同居しようとする方に、戦傷病者手帳の交付を受け、その手帳に記載された障害の程度が恩給法別表第１号表ノ２の特別項症から第６項症まで、又は同法別表第１号表ノ３第１款症の方がいる場合。
(4)入居申込者又は同居しようとする方に、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第１１条第１項の規定による厚生大臣の認定を受けている方がいる場合。
(5)入居申込者又は同居しようとする方に、海外からの引揚者で日本に引き揚げた日から起算して５年を経過していない方がいる場合。
(6)入居申込者又は同居しようとする方に、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第２条に規定するハンセン病療養所入所者等がいる場合。
(7)同居者に小学校を卒業するまでの者がいる世帯。
(8)多子世帯。(18歳未満の子が３名以上同居している世帯)
(9)新婚世帯。(結婚して2年以内で、かつ2人の年齢の合計が70歳以下の夫婦の世帯)

§７．収入を証明する書類

申込みの際、世帯全員の収入を確認します。**今現在の収入**（就職が決定している場合も含む）について、下表の区分に応じ、該当する書類をご持参ください。なお、当選した場合は該当する書類（源泉徴収票・年金通知ハガキ等についてはコピー）を提出して頂きます。

所得の種類	必要な書類（世帯全員分。該当する区分全てにつき、いずれか一つ提出）
給与所得者(パート・アルバイトも含む)	**給与証明書（直近の１２ヶ月分)を提出してください。** ※お勤め先が平成３０年１月１日から現在まで変わらなければ、**平成３０年分の源泉徴収票**でも可。 ※複数働いている方は、全部の証明書を提出して下さい。
事業所得者	**事業収入申告明細書(直近の１２ヶ月分）を提出してください。用紙は当社にあります。** ※平成３０年１月１日から現在まで事業に変更がなけば、**平成３０年分の確定申告書控え**でも可。
年金所得者	直近の年金支払通知書・年金改定通知書のいずれか一つ。
生活保護受給者	生活保護受給証明書、生活保護決定通知書のいずれか一つ。
無職の場合	無職無収入申出書（用紙は１６枚目にあります）

§８．暴力団員の入居の制限等について

①新たに入居しようとする世帯のうち、いずれかが暴力団員である場合は入居できません。
②入居後、新たに同居させようとする者が暴力団員である場合は、同居は認めません。
③入居名義人の死亡等により同居者が入居の権利等を承継する際に、新たに入居名義人になる者又はその同居者（同居しようとする者を含む。）が暴力団員である場合は、承継は認めません。
④新たに駐車場を使用しようとするとき、世帯のうちいずれかが暴力団員である場合は、使用できません。
⑤入居者又はその同居者が暴力団員であることが判明した場合は、住宅の明渡しを求める勧告を行い、この勧告に従わない場合は、住宅の明渡しを請求します。
⑥入居予定者等が暴力団員であるかどうかを北海道警察本部長に照会します。ただし、「女子」、「１８歳未満又は７０歳以上の男子」、「外国人」は除きます。
⑦北海道警察本部長は、北海道知事に対し必要な情報を提供可能です。

§９．申込みにあたっての注意事項

①申込みは、１世帯１戸に限ります。複数申込みが判明した場合は失格となります。
②申込書その他の提出書類に虚偽のあることが判明した場合は失格となります。
③持ち家のある方は原則として申込みできませんが、売却や競売、差し押さえ等、特別な事情のある方については申込み可能です。（申込みの際、媒介契約書や売買契約書、裁判所又は弁護士による証明書等が必要です。）
④申込み時点で就職している方は、退職予定であっても収入の算定対象となります。
⑤現在公営住宅に住んでいる方は、証明するもの(認定通知書・診断書・住民票等)が必要となります。

§１０．家賃等について

①敷金は入居時家賃の２ヶ月分です。
②家賃は住戸毎に世帯の収入に応じて決定します。
③家賃は毎年４月、定期に変更する他、世帯に異動が生じた場合や収入に変動が生じた場合にはその都度変更する場合があります。いずれの場合も家賃算定に係る申告をして頂きます。
④駐車場が整備されている団地については、家賃とは別に駐車場使用料を徴収します。駐車場使用料については１１枚目の『募集住宅一覧表』にて確認ください。
⑤一部の団地を除き、浴槽・風呂釜及び給湯器等については、ガス会社からのリース又は買取となります。詳細については１８～２０枚目の『設備一覧表』にて確認ください。（ガス会社と契約）
⑥団地共通経費。詳細については§１２－②（５枚目）をご確認ください。（自治会で徴収）
⑦電気、水道、ガス、灯油、電話等については、各事業者と直接ご契約ください。

§１１．駐車場について

①駐車場は原則、１住戸につき１台駐車することができます。２台目以降の車については、空きがある場合、団地によっては駐車可能な場合があるのでお問い合わせください。空きが無い場合は別途月極駐車場等を確保してください。
②原則として、入居者又は同居者名義の車両以外は駐車できません。
③駐車可能な車両の大きさは、長さ４８０㎝、車幅１８０㎝までです。

§１２．その他注意事項

①団地内では犬猫等、動物の飼育はできません。
②団地共用部の維持管理は入居者の皆様が行うため、各団地毎の自治会活動に参加頂きます。維持管理の内容は、共用部電気代の負担、消耗品購入費、排水管・排水ますの清掃、共用廊下・階段の清掃、敷地内の草刈り、除雪等です。

§１３．入居者の決定方法

募集区分ごとの申込み件数が募集住戸数以内の場合は、申込みした方が入居資格審査のうえ入居者に決定しますが、申込み件数が募集住戸数を超えた場合は公開抽選により当選者を決定します。

①申込み受付時、募集区分ごとに、申込みした順に抽選番号を発行します。抽選番号は申込みした方に対し原則１番号付与されますが、当選率引き上げ条件（後述§１４）に該当する方には複数番号が付与されます。
②抽選番号は受付時に発行する『北海道営住宅抽選カード』に記載します。当選した場合は『北海道営住宅抽選カード』にて抽選番号を確認するので、大切に保管してください。**（再交付は不可）**
③抽選は公開抽選ですが、必ずしも出席する必要はありません。
④抽選に使用する抽選器は『ガラポン』です。
⑤抽選は募集区分ごとに行います。募集区分ごとに確定した、応募件数（抽選番号）分の数字が記載された玉をガラポンに入れ、最初に出た玉の数字と一致する抽選番号をお持ちの方が当選となります。抽選は応募件数の少ない順に行います。これは順次、玉数を増やしていくためです。
⑥募集区分に募集住戸が複数ある場合は募集住戸数分の抽選を行います。この場合、抽選会に出席している方で、なおかつ当選順番が早い方が優先的に希望の住戸を指定できます。
⑦当選した方が辞退した場合に備え、補欠当選者を数名抽選します。補欠当選者は抽選された順番に繰り上げ当選者候補となります。なお、補欠当選者は入居者が決定した時点で無効となります。

§１４．当選率の引き上げについて

複数年度連続して落選されている方や、北海道が「特に居住の安定を図る必要がある」と定めた方は、抽選番号を複数付与され当選率引き上げの優遇措置を受けることができます。

①複数年度連続して落選していて、申込み時に『北海道営住宅抽選カード』を持参している方。
⑴連続落選の年数に応じて抽選番号を増やします。
（初年１つ→１年落選２つ→２年落選３つ→３年落選４つ・・・以降１年１つずつ追加）
⑵１年度内に２回以上落選しても１年と数えます。
⑶１年度内に一度も申込が無かった場合、次年度は初年の申込者と同じ（抽選番号１つ）です。
⑷『北海道営住宅抽選カード』を紛失された場合も初年の申込者と同じ（抽選番号１つ）です。
②下表の条件のいずれかに該当する方は、該当する区分数に応じて抽選番号を増やします（一般住宅のみ）
（該当なし１つ→１区分該当２つ→２区分該当３つ・・・１区分につき１つずつ追加）

区　分	対　象　と　な　る　条　件	添　付　書　類
高　齢　者	・入居申込者が60歳以上で同居する方がいない。 ・入居申込者が60歳以上であり、同居する方が60歳以上又は18歳未満である。 ・入居申込者又は同居する方のいずれかが60歳以上であり、同居する方が入居申込の配偶者のみ又は配偶者と18歳未満のみである。	住民票謄本
海外引揚者	・海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して５年を経過していない。	道援護事務主管課長の証明書
障　が　い　者	・入居申込者又は同居する方に身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が１級から４級までの方がいる。 ・入居申込者又は同居する方に精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が１級又は２級の方がいる。 ・入居申込者又は同居する方に重度又は中度の知的障害者（児）と判定された方がいる。（上記精神障害と同程度の場合） ・入居申込者又は同居する方に戦傷病者手帳の交付を受け、その障害の程度が恩給法別表第１号表ノ２の特別項症から第６項症まで、又は同法別表第１号表ノ３第１款症の方がいる。	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、道の福祉主管課長又は市町村長若しくは道又は市町村の福祉事務所の長の証明書
母子（父子）世	・扶養している20歳未満の子と同居する母子（父子）世帯。	戸籍謄本
子育て世帯	・中学校就学の始期に達するまでの方と同居する。	住民票謄本
多家族世帯	・4名以上の方と同居する（5人以上の世帯）。 ・3名以上の18歳未満の方と同居する。	住民票謄本
ＤＶ被害者	・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第１条第２項に規定する被害者で、北海道営住宅条例施行規則第８条の２第１項１２のアからウまでのいずれかに該当する。 ア、配偶者暴力防止等法第３条第３項第３号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第５条の規定による保護が終了した日から起算して５年を経過していない者 イ、配偶者暴力防止等法第１０条第１項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から５年を経過していないもの ウ、児童福祉法(昭和２２年法律第１６４号)第３８条に規定する母子生活支援施設による保護が終了した日から起算して５年を経過していない者	婦人相談所長の証明書 裁判所の保護命令決定書
犯罪被害者	・犯罪被害者等基本法第２条第２項に規定する犯罪被害者等で、北海道営住宅条例施行規則第８条の２第１項１３のアからイまでのいずれかに該当する。	犯罪被害者であることの申立書
新　婚　世　帯	・入居者及び配偶者の年齢が合計７０才以下であり、かつ、婚姻の届出の日から２年以内の方。	戸籍謄本 婚約関係については証明する書面
転　入　世　帯	・申し込む団地の所在する市町と現に居住している市町村が異なる方。	住民票謄本

③上記①及び②のいずれにも該当する場合は、①と②それぞれの抽選番号を合算します。

§１５．抽選結果について

①抽選結果については、抽選日から７日間、株式会社エーワンホームの店頭掲示板に掲示するほか、抽選日の翌日からＨＰでもご覧いただけます。

②抽選結果については、抽選日から２日以内に当選者の方へ連絡いたしますが、**落選者の方へは連絡いたしませんので、ご了解願います。**

③**抽選結果について、電話でのお問い合わせはご遠慮下さいますようお願い致します。**

§１６．政令月収と収入基準について

①収入（政令月収）について

⑴収入のある方が２人以上いる場合の年間総所得金額は、それぞれの年間総所得金額を合計して下さい。

⑵１人につき、複数の所得がある場合の年間総所得金額は、それぞれの年間総所得金額を合計して下さい。

②所得の求め方

⑴給与所得者の所得の求め方

年間税込総収入金額	年間総所得金額の計算方法	
0円～　650,999円	年間総所得金額＝0円	
651,000円～1,618,999円	年間税込総収入金額－650,000円	
1,619,000円～1,619,999円	年間総所得金額＝969,000円	
1,620,000円～1,621,999円	年間総所得金額＝970,000円	
1,622,000円～1,623,999円	年間総所得金額＝972,000円	
1,624,000円～1,627,999円	年間総所得金額＝974,000円	
1,628,000円～1,799,999円	年間税込総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切り捨てた後、4000を掛け戻して得た額を右のAとする。	A×0.6
1,800,000円～3,599,999円		A×0.7－180,000円
3,600,000円～6,599,999円		A×0.8－540,000円
6,600,000円～9,999,999円	年間税込総収入金額×0.9－1,200,000円	
10,000,000円以上	年間税込総収入金額×0.95－1,700,000円	

⑵年金所得者の所得の求め方（遺族、障害年金の所得は0円です）

年齢	年間税込総受給額	年間総所得金額の計算方法
65歳以上	0円～1,200,000円	年間総所得金額＝0円
	1,200,001円～3,299,999円	年間税込総受給額－1,200,000円
	3,300,000円～4,099,999円	年間税込総受給額×0.75－375,000円
	4,100,000円～7,699,999円	年間税込総受給額×0.85－785,000円
	7,700,000円～	年間税込総受給額×0.95－1,555,000円
65歳未満	0円～　700,000円	年間総所得金額＝0円
	700,001円～1,299,999円	年間税込総受給額－700,000円
	1,300,000円～4,099,999円	年間税込総受給額×0.75－375,000円
	4,100,000円～7,699,999円	年間税込総受給額×0.85－785,000円
	7,700,000円～	年間税込総受給額×0.95－1,555,000円

⑶事業所得者等の所得の求め方

税務署で決定された所得金額（収入金額－必要経費）

③控除対象者・控除額について

政令月収を計算するときは、世帯全員の所得金額の合計から次の控除額を差し引いてください。

区　分		控　除　を　受　け　ら　れ　る　方	控　除　額
１親族	同居者	本人以外で道営住宅に入居する方。	３８万円
	別居扶養親族	道営住宅には入居しないが、所得税法上の扶養親族である方。	
特別控除	２老人扶養親族 ３老人控除対象配偶者	７０歳以上の扶養親族又は控除対象配偶者。	１０万円
	４寡婦	本人又は同居者のうち、次のいずれかに該当する方。 ①『夫と死別、離婚した後婚姻していない方、夫の生死が明らかでない方、又は婚姻によらないで母となった者であって、現に婚姻をしていない方』で、『扶養親族又は所得金額３８万円以下の生計を一にする子を有する方』 ②『夫と死別した後婚姻していない方又は夫の生死が明らかでない方』で、所得金額が５００万円以下の方。	２７万円まで（所得金額２７万円未満のときはその額）
	５寡夫	本人又は同居者のうち、次に該当する方。 『妻と死別、離婚した後婚姻していない方、妻の生死が明らかでない方、又は婚姻によらないで父となった者であって、現に婚姻をしていない方』で、所得金額３８万円以下の生計を一にする子を有し、所得金額が５００万円以下の方。	
	６障害者	本人、同居者又は別居扶養親族のうち、次の①～⑧までのいずれかに該当する方。 ①心神喪失の常況にある方は特別障害者となります。 ②精神保健指定医などから知的障害者と判定された方。このうち重度と判定された方は特別障害者となります。 ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方。このうち１級の方は特別障害者となります。 ④身体障害者手帳の交付を受けている方。このうち１級又は２級の方は特別障害者となります。 ⑤戦傷病者手帳の交付を受けている方。このうち恩給法別表第一号表ノ二の特別項症から第三項症までの方は特別障害者となります。	障害者 ２７万円
	７特別障害者	⑥原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方は特別障害者となります。 ⑦常に就床を要し複雑な介護を要する人は特別障害者となります。 ⑧６５歳以上で市町村長又は福祉事務所長から障害者と認定を受けている方。このうち①②④の特別障害者に準ずるものとして市町村長又は福祉事務所長から認定を受けている方は特別障害者となります。	特別障害者 ４０万円
	８特定扶養親族	１６歳以上２３歳未満の扶養親族。	２５万円

（注１）特別控除（２～８）は所得税法上認定された方であることが必要です。

（注２）特別控除（２～４及び７・８の⑧）の年齢要件については基準日があります。

④政令月収と収入基準について

政令月収に応じて次の８通りの収入基準に分類されます。

収入基準	政令月収
Ⅰ	０円～１０４，０００円
Ⅱ	１０４，００１円～１２３，０００円
Ⅲ	１２３，００１円～１３９，０００円
Ⅳ	１３９，００１円～１５８，０００円
Ⅴ	１５８，００１円～１８６，０００円
Ⅵ	１８６，００１円～２１４，０００円
Ⅶ	２１４，００１円～２５９，０００円
Ⅷ	２５９，００１円～

原則階層はⅣまでです。

裁量階層はⅥまでです。

⑤計算例

⑴家族構成

本人（３９歳）会社員　　年間税込総収入4,192,500円
妻（３８歳）無職
母（６６歳）年金有（非扶養）　　年間税込総受給額1,587,200円
子（１６歳）高校生（別居扶養）　　特別控除に該当

⑵所得の計算

本人給与収入　4,192,500円
4,192,500円÷4,000＝1,048.125　→　1,048×4,000＝4,192,000円
4,192,000円×0.8－540,000円＝2,813,600円（年間総所得金額）
母年金受給額（65歳以上）　1,587,200円
1,587,200円－1,200,000円＝387,200円（年間総所得金額）

⑶収入（政令月収）の計算

{(2,813,600円＋387,200円)－(3人×380,000円)－250,000円}÷12ヶ月
＝150,900円（政令月収）

よって収入基準は（Ⅳ）階層である。

§１７．募集区分について

①一般世帯向け
⑴現に同居し、又は同居しようとする親族がいること
②単身者向け
⑴入居する方が１人であること（学生は除き、申込者本人に、戸籍上の配偶者がいないこと及び同居者が居ない方で、自立して生活を営むことができること）
③高齢者等世帯向け　※次のいずれかに該当する方
⑴入居申込者が60歳以上であり、かつ、同居しようとする方がいて、その方が60歳以上又は18歳未満であること
⑵入居申込者又は同居しようとする方のいずれかが60歳以上の方であり、同居しようとする方が入居申込者の配偶者のみであり、又は配偶者と18歳未満の方のみであること
⑶入居申込者又は同居しようとする方に以下に掲げる障害者で障害者手帳の交付を受けた方がいること
ｱ　身体障害　身体障害者福祉法施行規則別表第５号の１級から４級までに該当する方
ｲ　精神障害　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第６条第３項の１級から２級に該当する方
ｳ　知的障害　ｲに規定する精神障害の程度に相当する方
⑷入居申込者又は同居しようとする方に戦傷病者手帳の交付を受け、その手帳に記載された障害の程度が恩給法別表第１号表ノ２の特別項症から第６項症まで、又は同法別表第１号表ノ３第１款症の方がいること
⑸入居申込者又は同居しようとする方に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第１１条第１項の規定による厚生労働大臣の認定を受けた方がいること
⑹入居申込者又は同居しようとする方に海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して５年を経過していない方がいること
⑺入居申込者又は同居しようとする方にハンセン病療養所入居者等に対する補償金の支給等に関する法律第２条に規定するハンセン病療養所入所者等の方がいること
④高齢者等単身者向け　※次のいずれかに該当する方
⑴入居申込者が60歳以上で、申込者本人に、戸籍上の配偶者がいないこと及び同居者が居ないこと
⑵入居申込者が上記"③高齢者等世帯向け"の⑶~⑺のいずれかに該当し、戸籍上の配偶者がいないこと及び同居しようとする方がいないこと
⑤シルバーハウジング(高齢者等世話付き住宅)
公営住宅法に定める入居者資格(収入基準等)に該当する方で、自炊が可能な程度の健康状態であり、身体機能の低下などが認められる方か、高齢のため独立して生活するには不安があると認められた方で、次のいずれかに該当する世帯。
⑴高齢者単身世帯(60歳以上)
⑵高齢者(60歳以上)のみからなる世帯
⑶高齢者夫婦世帯
⑥車いす対応向け
入居者又は同居者若しくは同居しようとする者が、日常生活において車いすを使用することを常態とし、かつ継続的な医療を要する障がい者であって常時介護を必要とする者であり、次のいずれかに該当する方
⑴身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当すること
⑵戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者であって、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症又は恩給法別表第1号表ノ3の第1款症のいずれかに該当すること
⑦子育て世帯向け(期限付入居)
現に同居し、又は同居しようとする小学校就学前の子がいること
⑧多子世帯向け
18歳未満の同居者が3名以上いること
⑨小学生以下同居世帯向け
同居者に小学校卒業に達するまでの者がいること
⑩新婚世帯向け
入居者及びその配偶者の年齢が合計70歳以下であって、その婚姻の届出の日から2年を経過しない者であること（婚約者を含む）
⑪転入世帯向け
現に居住している市町村以外に存する道営住宅に入居しようとする方であり、
かつ、現に同居し、又は同居しようとする親族がいること

§１８．募集住戸

募集住戸は、次ページ『募集住宅一覧表』に掲げます。
今回は一般世帯向け・単身者向け・高齢者等世帯向け・高齢者等単身者向け・シルバーハウジング
小学生以下同居世帯向け・新婚世帯向けの住戸を募集します。

次回の募集は、８月に予定しております。

募 集 住 宅 一 覧 表

○一般世帯向け【一般住宅】(２０戸)

受付番号	団地名	所在地	建設年度	型式	構造	面積(㎡)	棟番号	室番号	家賃(一般階層) Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	家賃(裁量階層) Ⅴ	Ⅵ	駐車場 (１台)	(2台)	備考
1	大空２	帯広市大空町９丁目１番地２	昭和51年	２ＬＤＫ	中耐４	66.5	丘32	301	17,600	20,400	23,300	26,300	30,000	34,700	3,050	なし	平成16年全面改善
		帯広市大空町９丁目１番地１	昭和52年	２ＬＤＫ	中耐４	68.8	丘35	101	18,300	21,200	24,200	27,300	31,200	36,000	3,050	なし	平成17年全面改善
2	西帯広	帯広市西２４条南１丁目３３番地３５	昭和56年	３ＬＤＫ	中耐４	68.7	2	402	16,200	18,700	21,400	24,200	27,600	31,900	3,050	なし	
3	新緑第２	帯広市西２３条南３丁目３１番地２	平成１年	３ＬＤＫ	中耐３	77.5	2	304	20,100	23,200	26,500	29,900	34,200	39,400	3,050	なし	
						77.0	3	204	19,900	23,000	26,300	29,700	33,900	39,200	3,050	なし	
			平成４年	３ＬＤＫ	中耐３	77.4	5	303	20,900	24,100	27,600	31,100	35,500	41,000	3,050	なし	
						77.0	6	202	20,800	24,000	27,400	30,900	35,300	40,800	3,050	なし	
4	中央	帯広市東７条南１２丁目２番地３	平成8年	３ＬＤＫ	高耐７	70.2	2	703	21,200	24,400	28,000	31,500	36,000	41,600	3,510	なし	
5	大空	帯広市大空町１丁目１番地２	平成14年	２ＬＤＫ	中耐３	63.6	5	206	19,600	22,700	25,900	29,300	33,400	38,600	3,050	なし	
6	あかしや南	幕別町札内あかしや町４７番地４０	昭和52年	３ＬＤＫ	中耐４	67.1	3	304	20,000	23,000	26,400	29,700	34,000	39,200	3,050	なし	平成22年全面改善
		幕別町札内あかしや町４７番地４１	昭和52年	３ＬＤＫ	中耐４	69.4	4	301	20,600	23,800	27,300	30,800	35,100	40,600	3,050	なし	平成22年全面改善
7	若草	幕別町札内若草町５４０番地１８	平成10年	３ＬＤＫ	中耐３	71.5	2	203	22,100	25,500	29,100	32,900	37,500	43,300	3,050	なし	
						71.5	2	204	22,100	25,500	29,100	32,900	37,500	43,300	3,050	なし	
						71.5	2	302	22,100	25,500	29,100	32,900	37,500	43,300	3,050	なし	
		幕別町札内若草町５４０番地２４	平成11年	３ＬＤＫ	中耐３	71.3	3	206	22,100	25,500	29,200	32,900	37,600	43,400	3,050	なし	
						71.3	3	305	22,100	25,500	29,200	32,900	37,600	43,400	3,050	なし	
						71.3	4	201	22,100	25,500	29,200	32,900	37,600	43,400	3,050	なし	
8	とかち野	幕別町札内文京町２５番地５５	平成19年	２ＬＤＫ	耐火２	58.5	1	219	18,400	21,300	24,300	27,400	31,400	36,200	3,050	なし	
9	とかち野	幕別町札内文京町２５番地５５	平成18年	３ＬＤＫ	耐火２	72.3	1	205	22,700	26,200	29,900	33,800	38,600	44,600	3,050	なし	
10	あおば	幕別町札内青葉町１８５番１０	平成25年	２ＬＤＫ	木造平屋建	71.2	2	1	22,300	25,800	29,500	33,200	38,000	43,900	2,720	なし	

○単身者向け【一般住宅】(２戸)

受付番号	団地名	所在地	建設年度	型式	構造	面積(㎡)	棟番号	室番号	家賃(一般階層) Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	家賃(裁量階層) Ⅴ	Ⅵ	駐車場 (１台)	(2台)	備考
11	あかしや南	幕別町札内あかしや町４７番地４２	昭和53年	２ＬＤＫ	中耐４	63.5	5	406	19,000	22,000	25,100	28,400	32,400	37,400	3,050	なし	平成23年全面改善
		幕別町札内あかしや町４７番地３	昭和54年	２ＬＤＫ	中耐４	63.9	6	203	19,300	22,300	25,500	28,800	32,900	37,900	3,050	なし	平成23年全面改善

募 集 住 宅 一 覧 表

○高齢者等世帯向け【特目住宅】(２戸)　**※高齢者等世帯向けは、障害の程度が１級から４級までの障害者がいる場合なども申込みできます。**

受付番号	団地名	所在地	建設年度	型式	構造	面積(㎡)	棟番号	室番号	家賃(一般階層)				家賃(裁量階層)		駐車場		備考
									Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	(１台)	(2台)	
12	西帯広	帯広市西２４条南１丁目２９番地９６	昭和57年	３ＬＤＫ	簡耐２	66.3	5	103	15,900	18,400	21,000	23,700	27,100	31,300	3,050	なし	
13	新緑	帯広市西２１条南４丁目１４番地	昭和63年	３ＬＤＫ	中耐４	77.9	4	106	21,300	24,600	28,100	31,700	36,300	41,800	4,000	なし	

○高齢者等単身者向け【特目住宅】(１戸)　**※高齢者等単身者向けは、障害の程度が１級から４級までの障害者である場合なども申込みできます。**

受付番号	団地名	所在地	建設年度	型式	構造	面積(㎡)	棟番号	室番号	家賃(一般階層)				家賃(裁量階層)		駐車場		備考
									Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	(１台)	(2台)	
14	若草	幕別町札内若草町５４０番地２５	平成12年	２ＤＫ	中耐３	49.0	5	102	15,200	17,600	20,100	22,700	25,900	29,900	3,050	なし	

○シルバーハウジング(高齢者等世話付き住宅)【特目住宅】(１戸)

受付番号	団地名	所在地	建設年度	型式	構造	面積(㎡)	棟番号	室番号	家賃(一般階層)				家賃(裁量階層)		駐車場		備考
									Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	(１台)	(2台)	
15	とかち野	幕別町札内文京町２５番地５５	平成１9年	２ＤＫ	耐火２	48.7	1	118	16,500	19,000	21,700	24,500	28,000	32,300	3,050	なし	

○小学生以下同居世帯向け【特目住宅】(１戸)

受付番号	団地名	所在地	建設年度	型式	構造	面積(㎡)	棟番号	室番号	家賃(一般階層)				家賃(裁量階層)		駐車場		備考
									Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	(１台)	(2台)	
16	あかしや南	幕別町札内あかしや町４７番地４０	昭和52年	２ＬＤＫ	中耐４	58.0	3	103	17,200	19,900	22,800	25,700	29,400	33,900	3,050	なし	平成22年全面改善

○新婚世帯向け【特目住宅】(１戸)

受付番号	団地名	所在地	建設年度	型式	構造	面積(㎡)	棟番号	室番号	家賃(一般階層)				家賃(裁量階層)		駐車場		備考
									Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	(１台)	(2台)	
17	新緑第２	帯広市西２３条南３丁目３１番地２	平成１年	３ＬＤＫ	中耐３	77.4	2	302	20,000	23,100	26,500	29,800	34,100	39,400	3,050	なし	

別記第1号様式（第6条関係）

抽選番号	

北　海　道　営　住　宅　入　居　申　込　書

申込者	〒 現住所	(ふりがな) 氏　名	
	本籍地(国籍)		
	電　話(自宅)　　(会社等)		

道営住宅に入居する者等	氏　名		続柄	生年月日	年齢	勤務先の名称及び所在地	勤続年数	職　業
	入居者		本人	．　．			．	
	同居する親族	(ふりがな)		．　．			．	
		(ふりがな)		．　．			．	
		(ふりがな)		．　．			．	
		(ふりがな)		．　．			．	
		(ふりがな)		．　．			．	
	別居扶養親族	(ふりがな)		．　．			．	
		(ふりがな)		．　．			．	

希望の団地等						
	住宅区分	一般住宅又は特定目的住宅　・　子育て世帯向け住宅				
	団地・地区名		間取り		階数	
	特定目的住宅への入居希望	入居を希望する・しない	希望する目的の住宅			
			特殊事情			
	摘要					

注　太枠の部分に記入してください。

＜収入計算表＞（指定管理者記入欄）

1　所得		3　公営住宅法に定める収入月額
＝		所得金額：
＝		- 控除金額：
＝		収入年額：
所得合計		収入月額：
2　控除額		4　年度入居収入基準
同居・扶養控除額	380,000円×　人＝	円
老人扶養控除額	100,000円×　人＝	5　入居収入基準　適合・不適合
特定扶養親族控除額	250,000円×　人＝	
障害者控除額	270,000円×　人＝	
特別障害者控除額	400,000円×　人＝	
寡婦（夫）控除額	円×　人＝	
控除額合計		審査者名：

住宅の困窮状況	次に掲げる住宅の困窮状況のうち、該当するものに○を付けてください。 1　現在住宅以外の建物又は場所に居住している。 2　保安上危険な住宅や衛生上有害な状態にある住宅に居住している。 3　他の世帯と同居しているため、著しく生活上の不便を受けている。 4　住宅がないため、親族と同居することができない。 5　住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上、風紀上又は教育上不適切な居住状態にある。 6　自己の責めによらない理由で、家主、貸主などから立退きを要求され、適当な立退き先がない。 7　住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている。 8　収入に比べて著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている。 9　その他（具体的に記入してください。） （　　）
現在の住宅の状況	現在居住している住宅の種類 1　民間アパート　・　賃貸マンション　　2　寮　　3　借間　・　下宿 4　都市再生機構・公社住宅　　5　社宅　　6　公営住宅 7　その他（　　）
	現在居住している住宅の間取り
	現在居住している住宅の家賃等
	現在居住している世帯構成

この申込みについては、次のことを誓約します。

1　この申込書に記入した事項は、すべて事実に相違ありません。

2　この申込書に偽りの事項があった場合は、道営住宅の入居決定の取消を受けても異議を申し立てしません。

3　この申込書に記入した住宅状況について事実調査をする場合は、その調査を妨げ、又は拒絶しません。

4　申込者及び申込者と現に同居し、又は同居しようとする親族は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。

令和　　年　　月　　日

北海道十勝総合振興局長　様

申込者氏名　　㊞

＜処理欄＞

	当落	当選・落選
	団地	
	住戸	

受付印

（ 記 載 例 ～ 裏面もあります ）

別記第1号様式（第6条関係）

アパート・マンション名、部屋番号を記入してくださ

ふりがなを記入してください

抽選番号

北 海 道 営 宅 入 居 申 込 書

申込者	現住所 帯広市西２１条南３丁目１６番地 Ａアパート１０１		(ふりがな)	ほっかい たろう
	本籍地(国籍) 北海道帯広市西５条北１丁目３番地５		氏 名	北 海 太 郎
	電 話(自宅) 0155-24-1122 (会社等) 0155-21-2233			

道営住宅に入居する者等	氏名	続柄	生年月日	年齢	勤務先の名称及び所在地	勤続年数	職業
入居者	北海 太郎	本人	S40. 5.25	48	㈱北海商事 帯広市西１６南１	10.	会社員
同居する親族	花子	妻	S45.12.25	42	㈱北海建設 帯広市西１６南２	11.	会社員
	次郎	子	H4. 4. 4	21		.	大学生
	三郎	子	H8. 8. 8	17		.	高校生
			. .			.	
			. .			.	
別居扶養親族	北海 道男	父	S11. 1. 1	78		.	
	道子	母	S11. 2. 2	77		.	

希望の団地等						
住宅区分	一般住宅又は特定目的住宅 ・ 子育て世帯向け住宅					
団地・地区名	○○ 団地	間取り		階数		
特定目的住宅への入居希望	入居を希望する・しない	希望する目的の住宅				
		特殊事情				
摘要						

希望の団地等については、団地名のみ記載してください

特定目的住宅への入居希望欄は記載不要です

注 太枠の部分に記入してくださ

＜収入計算表＞（指定管理者記入欄）

1 所得 ＝ ＝ ＝ 所得合計	3 公営住宅法に定める収入月額 所得金額： ― 控除金額： 収入年額： 収入月額：
2 控除額 同居・扶養控除額 380,000 円× 人＝ 老人扶養控除額 100,000 円× 人＝ 特定扶養親族控除額 250,000 円× 人＝ 障害者控除額 270,000 円× 人＝ 特別障害者控除額 400,000 円× 人＝ 寡婦（夫）控除額 円× 人＝ 控除額合計	4 年度入居収入基準 円 5 入居収入基準 適合・不適合 審査者名：

（ 裏 ）

住宅の困窮状況

次に掲げる住宅の困窮状況のうち、該当するものに○を付けてください。

1　現在住宅以外の建物又は場所に居住している。
2　保安上危険な住宅や衛生上有害な状態にある住宅に居住している。
3　他の世帯と同居しているため、著しく生活上の不便を受けている。
4　住宅がないため、親族と同居することができない。
5　住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上、風紀上又は教育上不適当な居住状態にある。
6　自己の責めによらない理由で、家主、貸主などから立退きを要求され、適当な立退き先がない。
7　住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている。
(8)　収入に比べて著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている。
9　その他（具体的に記入してください。）

（　　）

該当するものに○を付けてください

該当するものに○を付けてください

現在の住宅の状況

現在居住している住宅の種類

(1)　民間アパート　・　賃貸マンション　　2　寮　　3　借間　・　下宿
4　都市再生機構・公社住宅　　5　社宅　　6　公営住宅
7　その他（　　）

現在居住している住宅の間取り

２ＬＤＫ

現在居住している住宅の家賃等

５８，０００円

現在居住している世帯構成

本人・妻・子２人

この申込みについては、次のことを誓約します。

1　この申込書に記入した事項は、すべて事実に相違ありません。
2　この申込書に偽りの事項があった場合は、道営住宅の入居決定の取消を受けても異議を申し立てしません。
3　この申込書に記入した住宅状況について事実調査をする場合は、その調査を妨げ、又は拒絶しません。
4　申込者及び申込者と現に同居し、又は同居しようとする親族は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。

令和〇〇年××月△△日

北海道十勝総合振興局長　様

申込者氏名　　**北　海　太　郎**　　㊞

押印してください

＜処理欄＞

	当落	当選・落選
	団地	
	住戸	

受付印

別記様式第１

給　与　証　明　書

北海道十勝総合振興局長　　様

令和　　年　　月　　日

住　　所
事 業 主 氏 名　　印
電　話　番　号（　　－　　－　　）
給与担当者氏名

＿＿＿＿＿＿＿＿に対して、次のとおり給与を支給したことを証明します。

（単位：円）

区　分		年　月	年　月	年　月	年　月	年　月	年　月	年　月	年　月	年　月	年　月	年　月	年　月	合　計
給与の内訳	基本給													
	賞　与													
	扶養手当													
	住宅手当													
	寒冷地手当													
	時間外手当													
	手当													
	手当													
	合　計													

採　用　年　月　日
年　　月　　日

扶養親族の数				障害者の数		老年者	寡婦（夫）
配偶者	老　人	特　定	その他	特　別	その他		
有・無	人	人	人	人	人		

備考	

※　記載上の注意事項

１　現在の勤務先における、就職した月の翌月から１２ヶ月分の給与の支給状況を記載してください。

２　給与の支給期間が１２ヶ月に満たない場合は、就職した月から申請直前までの給与の支給状況を記載してください。

３　非課税所得（通勤手当等）は記入しないでください。

４　代表者印を必ず押印してください。（印の無いものは無効となります。）

別記様式第１

記　載　例

給　与　証　明　書

北海道十勝総合振興局長　　様

令和　　年　　月　　日

住　　所　帯広市西○○条南○○丁目
事 業 主 氏 名　○○株式会社　　印
電　話　番　号（０１５５－２３－４５６７）
給与担当者氏名　十勝　花子

証明を受ける方の氏名を記入。

必ず社印を押して下さい。

北海　太郎　に対して、次のとおり給与を支給したことを証明します。

（単位：円）

区　分		○年○月	○年○月	○年○月	○年○月	○年○月	○年○月	○年○月	○年○月	○年○月	○年○月	○年○月	○年○月	合　計
給与の内訳	基本給	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	960,000
	賞　与				50,000					100,000				150,000
	扶養手当													
	住宅手当													
	寒冷地手当													
	時間外手当	5,000	3,000	5,000				2,000	5,000	5,000		3,000		28,000
	手当													
	手当													
	合　計	85,000	83,000	85,000	130,000	80,000	80,000	82,000	85,000	185,000	80,000	83,000	80,000	1,138,000

採　用　年　月　日
○○年○○月○○日

扶養親族の数				障害者の数		老年者	寡婦（夫）
配偶者	老　人	特　定	その他	特　別	その他		
有・(無)	人	１　人	人	１　人	人		○

備考	
	時給：750円
	平均勤務期間：5.5時間
	平均勤務日数：20日

該当する項目がある場合記入。

勤め始めで支払い実績が無い場合は、上記の様に概算月額が算出できる様に記載して下さい。

※　記載上の注意事項

１　現在の勤務先における、就職した月の翌月から１２ヶ月分の給与の支給状況を記載してください。

２　給与の支給期間が１２ヶ月に満たない場合は、就職した月から申請直前までの給与の支給状況を記載してください。

３　非課税所得（通勤手当等）は記入しないでください。

４　代表者印を必ず押印してください。（印の無いものは無効となります。）

別記第３号様式

無　職　無　収　入　申　出　書

私は、現在、無職となっており、収入の無いことを下記のとおり申し出いたします。

記

※直近の就業履歴及び現在の生計維持の方法についてお書きください。

令和　　年　　月　　日

北海道十勝総合振興局長　　様

住　所

氏　名　　㊞

留意事項

（注１）　この申し出をしたのちに、就職等により収入を得ることとなった場合は、速やかに総合振興局長に申し出てください。

（注２）　この申し出を行った方については、税務関係機関への調査を行いますが、必要によってはあなたに事実関係の確認を行うことがあります。

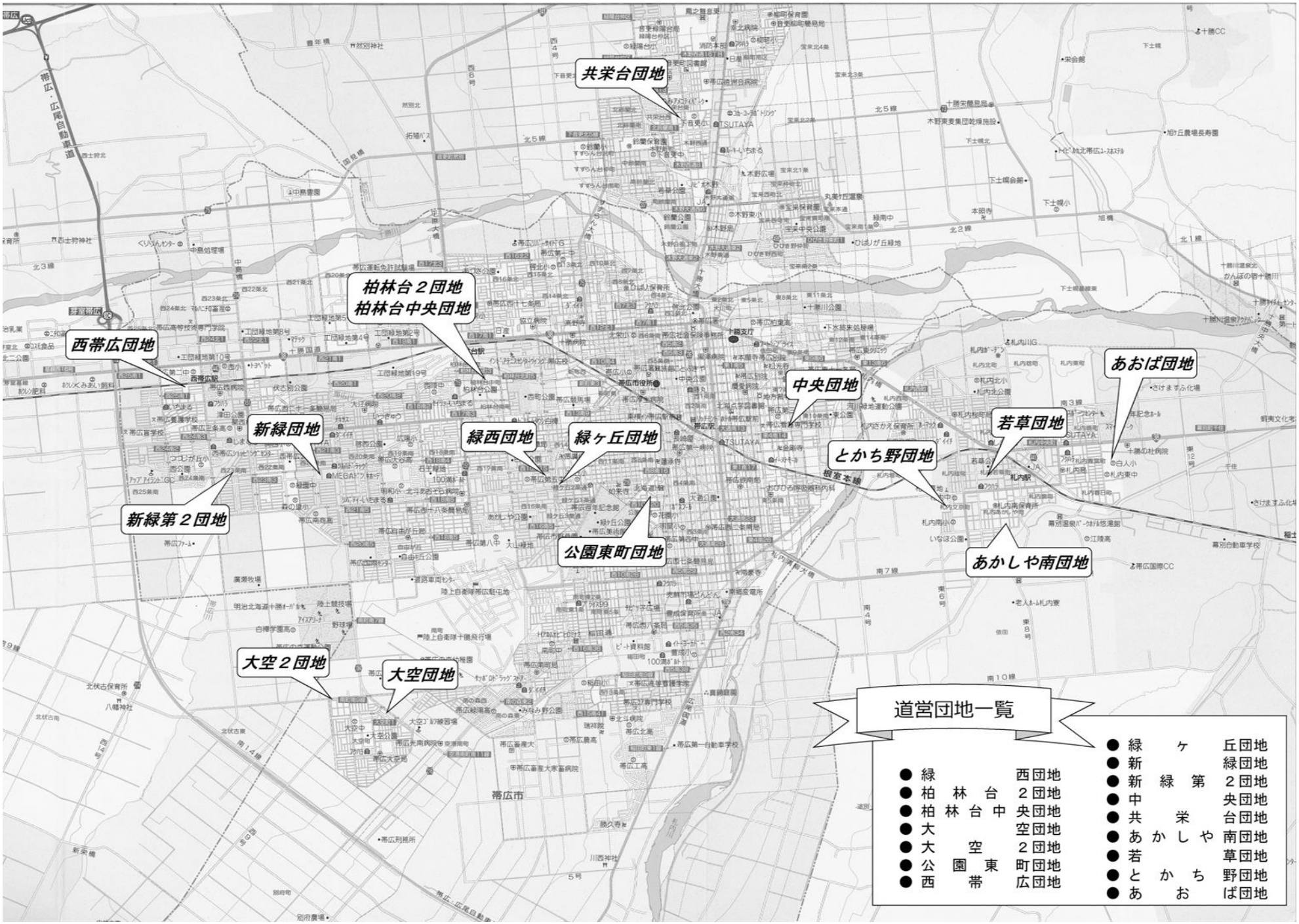
共栄台団地
柏林台２団地
柏林台中央団地
西帯広団地
新緑団地
新緑第２団地
緑西団地
緑ヶ丘団地
公園東町団地
中央団地
とかち野団地
若草団地
あおば団地
あかしや南団地
大空２団地
大空団地
帯広市
道営団地一覧
● 緑西団地
● 柏林台２団地
● 柏林台中央団地
● 大空団地
● 大空２団地
● 公園東町団地
● 西帯広団地
● 緑ヶ丘団地
● 新緑団地
● 新緑第２団地
● 中央団地
● 共栄台団地
● あかしや南団地
● 若草団地
● とかち野団地
● あおば団地

設　備　一　覧　表　（　帯　広　市　内　）

団地名	棟番号	エレベーター	共用玄関スロープ	バリアフリー	ガス	風呂釜・給湯器（浴室）			暖房設備				給湯器・コンロ（台所）		TV アンテナ
						風呂釜／給湯器	リース料（月額）	備　考	ストーブ	灯油／ガス	煙突式／ＦＦ式	灯油タンク	給湯器	コンロ	
緑西	4～6号棟	無	無	無	天然	風呂釜	2,376円	買取可能	無	灯油	煙突式	無（入居者が設置）	無	無	有（共同）
柏林台２	20～21号棟	無	無	無	天然	風呂釜	2,376円	買取可能	無	灯油	煙突式	無（入居者が設置）	無	無	有（共同）
大空２	31･32･35号棟	有	有	無	ＬＰ	給湯器（追焚き有）	2,700円	買取可能	無	灯油	ＦＦ式	有（集合タンク）	有（浴室と共用）	無	有（共同）
公園東町	1号棟	無	無	無	天然	給湯器（追焚き無）	1,944円	買取可能	無	灯油	煙突式	有（集合タンク）	有（浴室と共用）	無	有（共同）
西帯広	1～3号棟	無	無	無	天然	給湯器（追焚き無）	1,944円	買取可能	無	灯油	煙突式	有（集合タンク）	有（浴室と共用）	無	有（共同）
	4～6号棟	無	無	無	天然	給湯器（追焚き無）	1,944円	買取可能	無	灯油	煙突式	無（入居者が設置）	有（浴室と共用）	無	無（戸別）
緑ヶ丘	1～3号棟	無	無	無	天然	風呂釜	2,376円	買取可能	無	灯油	煙突式	無（入居者が設置）	無	無	有（共同）
	1号棟425号室	無	無	無	天然	給湯器（追焚き無）	1,944円	買取可能	無	灯油	煙突式	無（入居者が設置）	無	無	有（共同）
新緑	1～4号棟	無	無	無	天然	風呂釜	2,376円	買取可能	無	灯油	煙突式	無（入居者が設置）	無	無	有（共同）
新緑第２	1～7号棟	無	無	無	天然	風呂釜	2,376円	買取可能	無	灯油	煙突式（ＦＦ式）	無（入居者が設置）	無	無	有（共同）
	8～9号棟	無	無	無	天然	給湯器（追焚き無）	2,700円	買取可能	無	灯油	ＦＦ式	無（入居者が設置）	有（浴室と共用）	無	有（共同）
中央	1～3号棟	有	有	無	天然	ＴＥＳ（ガス給湯暖房機）設置済み。機器は帯広ガス所有につき、リース契約が必要です。（リース料：3,627円/月）								無	有（共同）
大空	1～6号棟	無	有	無	ＬＰ	給湯器（追焚き有）	―	北海道が設置	無	灯油	ＦＦ式	有（集合タンク）	有（浴室と共用）	無	有（共同）
柏林台中央	A･B棟	有	有	有	天然	給湯器（追焚き無）	1,944円	買取可能	無	灯油	ＦＦ式	有（集合タンク）	有（浴室と共用）	無	有（共同）

注１）電気は北海道電力(株)様(ほくでん契約センター☎0120-12-6565)、水道は帯広市(上下水道部料金課料金係☎0155-65-4213)との契約が必要です。各自連絡お願い致します。

注２）風呂釜・給湯器(浴室)については、入居者様と帯広ガス(株)様(☎0155-24-4200)とのリース(又は買取)契約が必要となります。各自連絡お願い致します。

注３）リース料については変更されている場合があるため、契約時に帯広ガス(株)様(☎0155-24-4200)にご確認ください。

注４）照明器具は備え付けられておりません(玄関・浴室・トイレ・洗面所・台所を除く)。入居者様各自で設置ください。

注５）網戸は備え付けられておりません。入居者様各自で設置ください。

注６）カーテンレールは備え付けられておりません(大空２・中央・大空・柏林台中央団地を除く)。入居者様各自で設置ください。

設　備　一　覧　表　（　音　更　町　内　）

団地名	棟番号	エレベーター	共用玄関スロープ	バリアフリー	ガス	風呂釜・給湯器（浴室）			暖房設備				給湯器・コンロ（台所）		TV アンテナ
						風呂釜／給湯器	リース料（月額）	備　考	ストーブ	灯油／ガス	煙突式／ＦＦ式	灯油タンク	給湯器	コンロ	
共栄台	1～4号棟	無	有	無	ＬＰ	給湯器（追焚き有）	―	北海道が設置	無	灯油	ＦＦ式	有（集合タンク）	有（浴室と共用）	無	有（共同）

注１）電気は北海道電力(株)様(ほくでん契約センター☎0120-12-6565)との契約が必要です。各自連絡お願い致します。

注２）水道は音更町(建設水道部上下水道課☎0155-42-2111)との契約が必要です。各自連絡お願い致します。

注３）ガスは帯広ガス(株)様(☎0155-24-4200)との契約が必要となります。各自連絡お願い致します。

注４）照明器具は備え付けられておりません(玄関・浴室・トイレ・洗面所・台所を除く)。入居者様各自で設置ください。

注５）網戸は備え付けられておりません。入居者様各自で設置ください。

設　備　一　覧　表　（　幕　別　町　内　）

団地名	棟番号	エレベーター	共用玄関スロープ	バリアフリー	ガス	風呂釜・給湯器（浴室）			暖房設備				給湯器・コンロ（台所）		TV アンテナ
						風呂釜／給湯器	リース料（月額）	備　考	ストーブ	灯油／ガス	煙突式／ＦＦ式	灯油タンク	給湯器	コンロ	
あかしや南	1～6号棟	有	有	無	ＬＰ	給湯器（追焚き無）	1,944円	買取可能	無	灯油	ＦＦ式	有（集合タンク）	有（浴室と共用）	無	有（共同）
若草	1～6号棟	無	有	無	ＬＰ	給湯器（追焚き無）	2,311円	買取可能	無	灯油	ＦＦ式	有（集合タンク）	有（浴室と共用）	無	有（共同）
とかち野	1号棟(一般)	無	有	有	ＬＰ	給湯器（追焚き無）	1,944円	買取可能	無	灯油	ＦＦ式	有（集合タンク）	有（浴室と共用）	無	有（共同）
	1号棟(ｼﾙﾊﾞｰ)	無	有	有	ＬＰ	電気温水器	―	北海道が設置	無	灯油	ＦＦ式	有（集合タンク）	有（浴室と共用）	無	有（共同）
あおば	1～4棟	無	無	無	ＬＰ	給湯器（追焚き無）	1,944円	買取可能	無	灯油	ＦＦ式	有（個別）	有（浴室と共用）	無	有（共同）

注１）電気は北海道電力(株)様(ほくでん契約センター☎0120-12-6565)との契約が必要です。各自連絡お願い致します。
注２）水道は幕別町(水道部水道課庶務係☎0155-54-6624)との契約が必要です。各自連絡お願い致します。
注３）あかしや南・とかち野・あおば団地の給湯器(浴室)については、入居者様と帯広ガス(株)様(☎0155-24-4200)とのリース(又は買取)契約が必要となります。各自連絡お願い致します。
注４）若草団地１・３・５号棟の給湯器(浴室)については、入居者様と熱原帯広(株)様(☎0155-24-1241)とのリース(又は買取)契約が必要となります。各自連絡お願い致します。
注５）若草団地２・４・６号棟の給湯器(浴室)については、入居者様とハローガス札内(株)様(☎0155-56-2024)とのリース(又は買取)契約が必要となります。各自連絡お願い致します。
注６）リース料については変更されている場合があるため、契約時に各ガス供給業者(帯広ガス㈱様・熱原帯広㈱様・ハローガス札内㈱様)にご連絡ください。
注７）照明器具は備え付けられておりません(玄関・浴室・トイレ・洗面所・台所を除く)。入居者様各自で設置ください。
注８）網戸は備え付けられておりません。入居者様各自で設置ください。

お　問　い　合　わ　せ　先

エーワン、創造設計舎コンソーシアム
〒０８０－００１８　帯広市西８条南１３丁目２番地
ＴＥＬ　０１５５－２２－２０１３　　ＦＡＸ　０１５５－２７－３４５５
http://www.a-onehome.com

シルバーハウジング募集から入居までの流れ

シルバーハウジング(高齢者等世話付き住宅)とは、高齢者の方が自立して安全で快適な生活を営むことが出来るよう生活援助員を配置し、段差の解消や手すりの設置、廊下幅の確保のほか、緊急事態に迅速に対応出来るよう、緊急通報システムを設置するなど、暮らしに配慮した住宅となっています。

①ライフサポートアドバイザー(LSA)の配置
シルバーハウジングの入居者に対して必要に応じ、生活指導・相談、安否の確認、緊急時の対応などを行うLSAを配置しています。

②緊急通報システムの設置
シルバーハウジングの入居者の緊急時に迅速な対応を行うため、緊急通報システムが設置されています。

③高齢者生活相談所の整備
シルバーハウジング住宅の入居者に対する福祉サービスなどの供給拠点としてLSA執務室・生活相談室及び集会室と団らん室が整備されています。

申込受付

受付期間　令和元年（2019年）5月24日（金）～5月27日（月）

受付時間　午前8：45～午後7：00まで

受付場所　株式会社エーワンホーム（帯広市西8条南13丁目2番地）

①申込み資格・・・・・・・・・・・・・§2（2枚目）へ →
②郵送による入居申込について・・・・§4（2枚目）へ →
③申込みに必要なもの・・・・・・・・・§5（3枚目）へ →

資格審査

資格審査

抽選会　未定

①シルバーハウジング運営協議会により、入居者の選考を行います。
②上記①により、選考し難い場合は、抽選会を行います。

入居の決定

決定日　令和元年（2019年）6月14日（金）以降

①入居の決定後『北海道営住宅入居決定通知』及び、**敷金（家賃の2ヶ月分）**の納入通知書を郵送致します。
②敷金は下記納入期限までに納入して下さい。

入居手続

手続期限　令和元年（2019年）6月26日（水）まで

①北海道指定の金融機関で敷金を納付後、領収書を確認させて頂きます。
②『納付書領収書』、『入居請書』、『連帯保証人資格申出書』、『連帯保証人の印鑑証明』をご持参ください。

入居開始

入居可能日　令和元年（2019年）6月29日（土）

①入居許可日より家賃が発生します。
②鍵の引渡しは設備等の説明後、『入居許可書』と共に現地にてお渡しします。
③入居可能日から10日以内に引越を完了して下さい。

別記様式

日 常 生 活 状 況 申 立 書

あなたが申込みをしようとしている高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）は、自炊が可能な程度の健康状態ではあるが、身体機能の低下が認められ、又は高齢のため独立した生活をするには不安がある方を対象に入居者を選考することとしております。

入居選考の参考とするため、あなたや同居しているご家族の現在の健康状態等について次により記入して下さい。

項　　目	本　　人	同居人（続柄：　　）
1．身体状況について 障害の有無（身障者手帳の有無） 有の場合：障害の部位 ：補装具の種類	 有（　種　級）　無 （部位：　） （種類：　）	 有（　種　級）　無 （部位：　） （種類：　）
2．通院状況について 長期の疾病の有無 有の場合：病名 ：通院状況	 有　無 （病名：　） （週　回、又は月　回）	 有　無 （病名：　） （週　回、又は月　回）
3．日常生活の状況について 1）炊事は自分でできますか 2）食事は自分で取れますか 3）買物は自分で行けますか 4）掃除は自分でできますか 5）洗濯は自分でできますか 6）入浴は自分でできますか 7）着替えは自分でできますか 8）洋式便器は一人で使えますか	 はい・いいえ（　に頼んでいる） はい・いいえ（　に頼んでいる） はい・いいえ（　に頼んでいる） はい・いいえ（　に頼んでいる） はい・いいえ（　に頼んでいる） はい・いいえ（　に頼んでいる） はい・いいえ（　に頼んでいる） はい・いいえ（　に頼んでいる）	 はい・いいえ（　に頼んでいる） はい・いいえ（　に頼んでいる） はい・いいえ（　に頼んでいる） はい・いいえ（　に頼んでいる） はい・いいえ（　に頼んでいる） はい・いいえ（　に頼んでいる） はい・いいえ（　に頼んでいる） はい・いいえ（　に頼んでいる）
4．日常生活での不安な事項について 日常生活において不安なこと、若しくは困られていることがありますか　はい・いいえ （日常生活に不安がある事項等について具体的にご記入ください。）		
5．次の福祉サービスを受けている方にお伺いします。 1）ホームヘルパー派遣　派遣内容： 派遣回数：週　回・派遣時間：　時　分から　時　分まで 2）ボランティア団体等の家事援助　派遣内容： 派遣回数：週　回・派遣時間：　時　分から　時　分まで 3）デイサービスの利用　利用施設名： 利用回数：週　回 4）給食サービス　利　用　：昼食・夕食 利用回数：週　回 5）その他のサービス（具体的にご記入ください。）		

令和　　年　　月　　日

住 所

氏 名　　㊞